

補助金審査調書

補助金名称		校区コミュニティ協議会補助金			NO.	10	担当課	協働推進課	
予算	款項目	2.1.14	大事業名	市民活動推進事務に要する経費		小事業名	校区コミュニティ・地域活動支援事務		
5次総基本計画		施策			6-1市民協働の推進		基本事業		
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		小学校区を単位に魅力と元気いっぱいの地域づくりのため、校区コミュニティ協議会を設置し、地域自治の確立・維持・強化や、安全で安心できる住みよいまちづくりをめざすとともにコミュニティの活性化を図る。							
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市校区コミュニティ協議会補助金交付要綱			運営費750千円 基本事業費300千円 提案事業費300千円 準備補助金100千円				
開始年度	年度以前	H22	年度開始	金額根拠	定額	円	選定	公募	
終了予定	年度	未定	補助率			%	○	非公募	
対象属性	任意団体(市参加)		市出資団体		事業者(組織)		○		行政区等
	任意団体(市不参加)		NPO		事業者(単独)		市民・世帯		行政連携組織
交付先名 校区コミュニティ協議会									
組織概要	設置目的・活動概要		小学校区を単位とした自治組織であり、校区内の各種団体の連携・協力を図り、自治活動の維持・強化のため、地域の特色を活かした活動に取り組むことを目的としている。						
	構成員(属性・数量)								
	主な財源		市補助金、行政区負担金						
交付対象	○		運営費補助		○		事業費補助		公共施設等整備・維持管理
	○		利子・保証料・事業資金等		○		企業・世帯等の誘致		市民・事業者の設備等設置等
行政広域連携事業									
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28		
補助金額決算額				千円	10,750	20,250	25,527	12,224	
財源内訳	国費			千円					
	県費			千円					
	市費(国県制度内)			千円					
	市費(単費)			千円	10,750	20,250	25,527	12,224	
	その他			千円					
対象件数				件	9	9	9	10	
全事業費または団体等運営経費決算				千円	31,023	36,623	42,356	55,574	
交付対象経費	運営費補助				6,750	20,250	25,527	12,224	
	基本事業費補助				2,700				
	提案事業費補助				1,200				
	準備補助				100				
繰越金									
事業・活動1	事業等名	校区コミュニティ協議会運営費補助							
	概要	上記、協議会の運営に際し、必要な経費(旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費など)を補助することで、安定・継続した運営を実施することができ、校区単位の協働のまちづくりを推進していくもの。							
	1次成果	校区コミュニティ協議会の数			9	9	9	10	
	2次成果								
事業・活動2	事業等名								
	概要								
	1次成果								
	2次成果								
その他効果									

審査項目	○一致、△一部不一致、×不一致、-非該当 →	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に関わっているか	○
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	×
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	×
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	○
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	△
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	-
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っているか	○
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	×
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	×
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	×
	補助率	・補助率は1/2以下か	○
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	○
	補助額	・補助額が10万円以上か	○
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	×
証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○	
期間	終期設定	・終期が定められているか	×
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	○
	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	-

これまでの主な個別改善事項	校区コミュニティ協議会への補助金については、平成31年度分から制度を大幅に見直し、運営費に関する経費と事業に関する経費に分割し、事業に関する経費については、さらに従来型の事業に対する基本事業費と、協議会自らが課題解決のために企画提案した提案事業費とに細分化している。	その後の対応	運営費補助と基本事業費補助の決定については書類審査、提案事業費補助については庁内に審査委員会を発足し、補助の効果や妥当性を審査している。
財政課所見			

補助金審査調書

補助金名称		行政区活動補助金			NO.	2	担当課	協働推進課	
予算	款項目	2.1.1 大事業名:行政区事務に要する経費			小事業名:行政区活動補助金				
5次総基本計画		施策:6-1市民協働の推進			基本事業6-1-2地域コミュニティ活動の活性化				
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		各行政区の創意工夫により、自らの力で地域づくりを推進していくとともに、自治組織の運営及び活動の活性化、地域住民の連帯、自治意識の高揚を図ることで地域コミュニティの充実・発展に寄与すること							
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市行政区活動補助金交付要			行政区運営補助金 1,500円×世帯数				
開始年度	H13	年度以前		年度開始	金額根拠	定額		選定	公募
終了予定		年度	○	未定	補助率			○	非公募
対象属性		任意団体(市参加)		市出資団体		事業者(組織) ○		行政区等	
		任意団体(市不参加)		NPO		事業者(単独)		市民・世帯	
交付先名		市内75行政区							
組織概要	設置目的・活動概要	一定の区域を単位として、その地域に住む市民同士が助け合い、協力し合って、住みよい地域社会をつくっていきこうと、その区域の世帯を主体として自主的に組織された団体。							
	構成員(属性・数量)	行政区内の住民							
	主な財源	市補助金、区費							
交付対象	○ 運営費補助		○ 事業費補助		公共施設等整備・維持管理		市民・事業者の設備等設置等		
	利子・保証料・事業資金等				企業・世帯等の誘致		行政広域連携事業		
過去の実績(H31は予算・計画)					H31	H30	H29	H28	
補助金額決算額					千円	49,115	51,136	50,557	34,315
財源内訳	国費				千円				
	県費				千円				
	市費(国県制度内)				千円				
	市費(単費)				千円	49,115	51,136	50,557	34,315
	その他				千円				
対象件数					件	75	75	75	40
全事業費または団体等運営経費決算					千円	266,842	228,577	209,221	117,704
交付対象経費	行政区運営補助金					26,218	27,297	26,988	18,318
	地域づくり活動補助金					12,235	12,738	12,594	8,548
	隣組活動補助金					10,662	11,101	10,975	7,449
	繰越金								
事業・活動1	事業等名	行政区運営・活動補助							
	概要	上記のとおり							
	1次成果	地域活動へ参加している市民の割合					53.8	57.3	50.7
	2次成果	行政区加入率					94.5	94.5	93.7
事業・活動2	その他効果								
	事業等名								
	概要								
	1次成果								
2次成果									
その他効果									

審査項目	○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当 ⇒	チェック欄	備考欄	
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に関われているか	○	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	×	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	×	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	×	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	○	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	－	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	×	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	×	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○	
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	△	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	△	
	補助率	・補助率は1/2以下か	○	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	○	
	補助額	・補助額が10万円以上か	△	
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	×	
証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○		
期間	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	○	
	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	－	

これまでの主な個別改善事項	平成20年に行政区域を現在の小学校区にする「校区コミュニティ構想」を掲げたが、急激な制度展開への不安や新制度への負担増などから見直し、行政区を基礎としつつ、校区コミュニティ協議会が相互に連携協力しながらまちづくりをしていく現在の形となっている。	その後の対応	現在のまちづくりの仕組みは従来どおり進めつつ、行政区への補助金については世帯数の算定方法を見直し、H31から実施中である。
財政課所見			

補助金審査調書

補助金名称		高齢者地域活動支援補助金		NO.	34	担当課	高齢者支援課		
予算	款項目	3.1.2	大事業名	高齢者福祉に要する経費		小事業名	高齢者地域活動支援補助事業		
5次総基本計画		施策	4-3 高齢者福祉の充実		基本事業				4-3-5 生きがいづくりと社会参加の推進
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		地域における多世代交流を促進し、元気な高齢者活動を支援するため、地域で実施するスポーツ大会や季節行事等に対する助成を行うもの。							
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市高齢者地域活動支援補助金交付要綱							
開始年度	年度以前	H25	年度開始	金額根拠	定額	100,000(校区)、10,000円(行政区)		選定	
終了予定	年度	○	未定	補助率	%		選定	○	
対象属性	任意団体(市参加)		市出資団体		事業者(組織)		○	行政区等	
	任意団体(市不参加)		NPO		事業者(単独)		市民・世帯		
行政連携組織									
交付先名									校区コミュニティ協議会(9)、行政区(1)
組織概要	設置目的・活動概要								
	構成員(属性・数量)								
	主な財源								
交付対象	運営費補助		○		事業費補助		公共施設等整備・維持管理		
	利子・保証料・事業資金等				企業・世帯等の誘致		市民・事業者の設備等設置等		
								行政広域連携事業	
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28		
補助金額決算額				千円	1,000,000	908,360	1,578,820	1,753,507	
財源内訳	国費			千円					
	県費			千円					
	市費(国県制度内)			千円					
	市費(単費)			千円	1,000,000	908,360	1,578,820	1,753,507	
	その他			千円					
対象件数				件	19	11	17	31	
全事業費または団体等運営経費決算				千円		1,194,744	1,843,275	2,045,064	
交付対象経費	報償費					6,000	20,000	16,000	
	需用費					1,000,016	1,407,076	603,359	
	役務費					15,780	27,443	22,080	
	使用料及び賃借料					104,550	295,080	185,490	
	備品購入費					68,398	93,676	0	
								(対象経費はさんかく・足りばん補助除く)	
	繰越金								
事業・活動1	事業等名	高齢者地域活動支援事業							
	概要	上記のとおり							
活動1	1次成果	行事開催校区及び行政区数		19	10	9	8		
	2次成果	行事参加者数		1,700	1,788	2,735	1,097		
	その他効果								
事業・活動2	事業等名								
	概要								
	1次成果								
	2次成果								
その他効果									

審査項目	○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当 ⇒	チェック欄	備考欄	
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○	
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○	
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○	
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	○	
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	△	
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○	
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△	
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○	
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	－	
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○	
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	△	
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	－	
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○	
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○	
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○	
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	○	
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	△	用具等備品購入費も対象としている。
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○	
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○	
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	○	
	補助率	・補助率は1/2以下か	－	
	補助率	・補助額が事業費の10%以上か	－	
	補助額	・補助額が10万円以上か	△	校区は上限10万円、行政区は上限1万円
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	○	
証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○		
期間	終期設定	・終期が定められているか	×	
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	○	
	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	－	

これまでの主な個別改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までは、地域で行うさんかく塾や足腰びんしゃん塾に対する補助も本補助金の対象としていたが、平成29年度からはその分を切り離し、介護保険特別会計（保険事業勘定）に移行している。 ・平成28年度におけるスポーツ・季節行事に係る補助は、地域コミュニティ活動交付金の交付を受けた5校区については交付金で計上され、本補助金の対象外であった。 ・平成30年度からは、校区については年間10万円、行政区については年間1万円上限とし、予算を半減した。 	その後の対応	協働推進課のコミュニティ活動交付金に包括することも視野に検討中である。
財政課所見			

補助金審査調書

補助金名称		エンジョイ広場		NO.	129	担当課	社会教育課				
予算	款項目	10.4.1	大事業名	青少年育成指導に要する経費		小事業名	地域学校協働活動・エンジョイ広場事業				
5次総基本計画		施策		5-2 青少年の健全育成		基本事業			5-2-2 子どもの居場所づくりや体験活動の推進		
補助金の概要(目的・狙い・期待成果等)		学校週5日制を契機に、子どもたちの居場所づくりを目的に開始。地域が一体となって児童の体験活動を実施することにより、地域の教育力向上、コミュニティとしての教育力の高まり、児童の健全育成を目指す。									
根拠法令・制度・要綱等名称		筑後市「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱									
開始年度	年度以前	H14	年度開始	金額根拠	定額	360,000	円	上限		円	
終了予定	年度	○	未定	補助率			%	選定	○ 公募 非公募		
対象属性	○ 任意団体(市参加)		市出資団体		事業者(組織)		行政区等		行政連携組織		
	任意団体(市不参加)		NPO		事業者(単独)		市民・世帯				
交付先名		校区コミュニティ協議会、青少年育成校区民会議									
組織概要	設置目的・活動概要	地域住民が自分たちで地域の将来像を考え、安心して暮らせる地域にするため、住民主導のまちづくりを、校区コミュニティ協議会を軸に進める。									
	構成員(属性・数量)	地域住民									
	主な財源	市補助金、校区コミュニティ協議会補助金									
交付対象	○ 運営費補助		○ 事業費補助		公共施設等整備・維持管理		市民・事業者の設備等設置等				
	利子・保証料・事業資金等				企業・世帯等の誘致		行政広域連携事業				
過去の実績(H31は予算・計画)				H31	H30	H29	H28				
補助金額決算額				千円	360	360	360	360			
財源内訳	国費			千円							
	県費			千円							
	市費(国県制度内)			千円							
	市費(単費)			千円	360	360	360	360			
	その他			千円							
対象件数				件	6	6	6	7			
全事業費または団体等運営経費決算				千円	360	360	376	360			
交付対象経費	報償費				170	138	218	218			
	需用費				173	206	158	132			
	役務費				11	11		10			
	使用料及び賃借料				6	5					
	内容が類似しているので、1校区分(水田校区)を記載している。										
	繰越金					0	0	0			
	事業等名		エンジョイ広場事業								
事業・活動1	概要	小学校施設を土曜日に月2回以上(年16回以上)、1日2時間以上開放し、校区コミュニティ協議会等が主体となってボランティアを募り、校区内の子どもたちに様々な遊びや体験の機会を企画・運営する(パソコン教室、スポーツ教室、本の読み聞かせ、料理教室、昔遊び等)。									
	1次成果	エンジョイ広場実施校区数		6	6	6	7				
	2次成果	エンジョイ広場参加者数			3,469	3,448	3,657				
	その他効果										
事業・活動2	事業等名										
	概要										
	1次成果				市内全世帯	市内全世帯	市内全世帯				
	2次成果										
その他効果											

審査項目	○一致、△一部不一致、×不一致、－非該当⇒	チェック欄	備考欄
公益性	市規定	・要綱等に対象事業が明示されているか	○
	社会ニーズ	・事業活動の目的・視点・内容等が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	○
	市民等のニーズ	・地域・市民のニーズや課題を把握し的確に捉えているか	○
	事業公平性	・事業が特定の者に限定されていないか、広く市民・事業者等に開かれているか	○
効果性	効果説明	・効果を客観的に示すことができるか	○
	手段妥当性	・目的を達成する手段として適当か	○
	波及効果	・先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	△
団体等の適格性	金銭管理	・団体の金銭管理は適正に行われているか	○
	繰越金	・補助額の1/2を超える繰越金が発生していないか	○
	団体目的	・事業活動内容が団体等の目的と合致しているか	○
	自主財源	・団体は経済的自立のための努力が図られているか	×
	選定公平性	・要綱等に公平な補助事業者の選定方法が明記されているか	○
	事務局	・担当課が事務局となっていないか、金銭・通帳管理を行っていないか	○
	市内本拠	・団体は筑後市内で活動されており、構成員の過半数が市内在住であるか	○
補助金の妥当性	経費規定	・要綱等に対象経費が明示されているか	○
	人件費	・団体の構成員に対する手当、報償、謝金等が含まれていないか	○
	備品購入費	・1万円を超える物品が含まれていないか	○
	不適切経費1	・慰安・親睦の旅費、役員会議など対象事業に直接関係がない経費が含まれていないか	○
	不適切経費2	・食糧費、葬祭費、親睦会費、積立金等の経費が含まれていないか	○
	迂回補助	・他団体や下部組織への再補助、上部組織への負担金が含まれていないか	○
	補助率	・補助率は1/2以下か	－
	補助率	・補助率が事業費の10%以上か	○
	補助額	・補助額が10万円以上か	○
	会計分離	・補助金対象経費とその他経費を分離して会計処理しているか	○
	証拠確認	・領収証・契約書等の証拠書類の確認を行っているか	○
期間	終期設定	・終期が定められているか	×
	定期的見直し	・3年以内の期間で見直しを行ったか	×
	国・県制度	・開始が国・県の制度による場合、国等の制度は継続しているか	－
これまでの主な財政課所見		その後の対応	